

カンボジア王国

国家 宗教 国王

カンボジア王国政府

番号：68ANKr.BK

地方行政における行政サービスの提供に関する政令

王国政府は、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2008 年 9 月 25 日付勅令第 NS/RKM/0908/1055 号
- 閣僚評議会の構成及び運営に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 内務省の設置に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/08 号
- 経済財務省の設置に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/18 号
- コミューン及びサンカットの行政管理に関する法律を公布する 2001 年 3 月 19 日付勅令第 NS/RKM/0301/05 号
- 首都、州、市、スロック及びカンの行政管理に関する法律を公布する 2008 年 5 月 22 日付勅令第 NS/RKM/0508/017 号
- 公的財政システムに関する法律を公布する 2008 年 5 月 13 日付勅令第 NS/RKM/0508/016 号
- 地方行政の財政体制及び財産の管理に関する法律を公布する 2011 年 6 月 17 日付勅令第 NS/RKM/0611/011 号
- 地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会の設置に関する 2008 年 12 月 31 日付勅令第 NS/RKT/1208/1429 号
- 内務省の構成及び運営に関する 1993 年 12 月 20 日付政令第 16ANKr.BK 号
- 経済財務省の構成及び運営に関する 2000 年 1 月 20 日付政令第 04ANKr.BK 号
- プノンペン都評議会及び幹部会並びにプノンペン都内のカン評議会及び幹部会の役割、任務及び職務関係に関する 2009 年 12 月 14 日付政令第 215ANKr.B 号
- 州評議会及び幹部会、市評議会及び幹部会並びにスロック評議会及び幹部会の役割、任務及び職務関係に関する 2009 年 12 月 14 日付政令第 216ANKr.B 号

- 地方行政への職務及び資源の移転の一般手続に関する 2012 年 5 月 10 日付政令第 68ANKr.BK 号を参照し、
- スロック及びカンレベルにおけるワンストップ行政サービス事務所及び市民事務所の設置に関する 2008 年 6 月 30 日付王国政府決定第 12SSR 号に従い、
- 内務大臣及び経済財務大臣の要請により、

次のように決定する。

第 1 章

総則

第 1 条

この政令は、地方行政において、質がよく、透明性があり、効率的で市民及び事業者のニーズに適時に応える行政サービスの提供を確保することを目標とする。

第 2 条

この政令は、地方行政における行政サービス提供の原則、メカニズム、方式、手続、サービスの種類、期間及び料金を定めることを目的とする。

第 3 条

この政令は、地方行政における行政サービスの提供をその適用範囲とする。

第 2 章

行政サービス提供の原則

第 4 条

地方行政における行政サービスの提供は、透明性、説明責任、衡平、持続性並びに個々の市民及び事業者の参加を確保するため、地方分権分散化の原則に基づいて行われる。

第 5 条

サービス提供のルール、方式、手続及びサービスの料金については、効力を有する法律、勅令、政令、省令その他の法令に従う。

第 6 条

地方行政のサービスの種類、料金、サービス提供の期間、行政サービスの効力については、内務大臣及び経済財務大臣の共同省令で定める。

各省庁から地方行政に委任されたサービスの種類、料金、サービス提供の期間、行政サービスの効力については、経済財務大臣及び所管省庁の大臣の共同省令で定める。

第7条

有効な法律、勅令、政令、省令その他の法令のルールに従わない行政サービスの提供及び行政サービス提供の料金徴収は、違法な行為とみなす。

第3章

行政サービス提供のメカニズム

第8条

首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカットの行政府は、この政令の第2章の定める行政サービス提供の原則に従い、市民及び事業者に対する行政サービス提供のメカニズムを構築しなければならない。

第9条

ワンストップ行政サービス事務所により行政サービスを提供するメカニズムを持つ市、スロック及びカンの行政府は、引き続き同メカニズムを実施しなければならない。

第10条

ワンストップ行政サービス事務所による行政サービスメカニズムがまだない首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカット行政府は、自らの管轄区域内において行政サービスを提供するためにワンストップ行政サービスメカニズムを構築しなければならない。

すべての首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカットのワンストップ行政サービスによる行政サービスの提供メカニズムの組織及び運営については、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会（NCDD）の決定の後、内務大臣の省令により定める。

第4章

行政サービス提供にかかるサービスの種類、料金、行政サービスの効力

第 11 条

首都及び州の行政府は、内務大臣及び経済財務大臣の共同省令で定めるサービスの種類、料金、サービス提供の期間及び行政サービスの効力に従い、行政サービスを提供しなければならない。

第 12 条

首都及び州の行政府は、経済財務大臣及び各省庁の大臣の共同省令で定めるサービスの種類、料金、サービス提供の期間及び行政サービスの効力に従い、各省庁から委任を受けた行政サービスを提供しなければならない。

首都及び州知事は、関連省庁の大臣の名において、経済財務大臣及び各省庁の大臣の共同省令の定めに従い、局及びユニットが所管する行政サービスの提供の決定に署名する権限の委任を受ける。

各省庁は、行政サービスがサービスの利用者に寄り添うことができるよう、首都及び州の行政府に対し、行政サービス提供の権限を継続して分配しなければならない。

各省庁から委任を受けた権限の行使にあたり、首都及び州レベルの局及び専門ユニットは、その事務につき、首都及び州知事の執行役として事務を行う。

首都及び州の行政府の行政サービス料金の支払いは、首都及び州庁において行う。

NCDD は、必要な場合は、権限の分掌について調整しなければならない。

第 13 条

ワンストップ行政サービス事務所により行政サービスを提供するメカニズムを持つ市、スロック及びカンの行政府は、各省庁から委任を受けた行政サービスを引き続き提供しなければならない。サービスの料金、サービス提供の期間及び行政サービスの効力については、経済財務大臣及び関連省庁大臣の共同省令の定めに従う。

第 14 条

ワンストップ行政サービス事務所による行政サービスメカニズムがまだない市、スロック及びカンの行政府は、ワンストップ行政サービス事務所を有する市、スロック及びカンと同様に、経済財務大臣及び関連省庁大臣の共同省令の定め

従ったサービスの種類、料金、サービス提供の期間及び行政サービスの効力に基づき、行政サービスを提供する許可が与えられる。

各省庁は、行政サービスがサービスの利用者に寄り添うことができるよう、市、スロッキ及びカンの行政府に対し、行政サービス提供の権限を継続して委任しなければならない。

市、スロッキ及びカンの長は、関連省庁の大臣の名において、前項の定めに従い、行政サービスの提供の決定に署名する権限の委任を受ける。

首都、州、[訳注、原文ママ、本項の内容から考えて「首都、州、」は誤記であり、本来は削除すべきものと思われる。]市、スロッキ及びカンレベルの事務所、局又は専門ユニットは、その事務につき、市、スロッキ及びカンの執行役として事務を行う。

NCDD は、必要な場合は、権限の分掌について調整しなければならない。

第 15 条

市、スロッキ及びカンの行政府は、内務大臣及び経済財務大臣の共同省令の定めに従ったサービスの種類、料金、サービス提供の期間及び行政サービスの効力に基づき、行政サービスを提供する許可が与えられる。

市、スロッキ及びカン行政府の行政サービス料金の支払いは、市、スロッキ及びカン事務所において行う。

第 16 条

コミュン及びサンカット行政府は、身分登録サービス並びに省庁、局、ユニット、首都、州、市、スロッキ及びカン行政府の所管ではない一部の許可書にかかる行政サービスにつき、そのサービスの種類、料金、行政サービス提供の期間及び行政サービスの効力に基づき、行政サービスを提供しなければならない。

コミュン及びサンカット行政府のサービスの種類、料金、サービス提供の期間及び行政サービスの協力については、内務大臣及び経済財務大臣の共同省令で定める。

第 17 条

首都、州、市、スロッキ、カン、コミュン及びサンカット行政府は、自らと同じ行政レベルの評議会の決定を得た後、サービスの種類、料金、サービス提供の期間及び行政サービスの効力の変更又は追加を申請することができる。

前項に定める申請に関する決定は、内務大臣及び経済財務大臣の共同省令により行う。

第18条

首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカット行政府は、サービスの種類、料金、サービス提供の期間及び行政サービスの効力に関する表を、各行政レベルにおいて行政サービスを提供する場所の掲示板に掲げ、かつその他の情報提供の方法を用いて公示しなければならない。

第19条

内務大臣は、各行政サービスの提供の効率性を確保するために、NCDD の決定に基づき、地方行政における行政サービス提供についてのルール、方法及び手続に関する指導を発出することができる。

第5章

行政サービスの提供から得られる収入の管理及び処理

第20条

行政サービスの提供を担当する職員は、各行政サービス料金の徴収につき、経済財務省により発行された収支伝票を備えなければならない。

行政サービスを提供するユニットは、定められた原則に従い、各月及び各年の収入伝票帳簿を保管しなければならない。

第21条

首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカット行政府の行政サービスの提供の料金として得た収入は、定められた原則に従い、中央又は地方レベルの歳入に算入される。

首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカット行政において事務を行う職員への褒賞については、内務大臣及び経済財務大臣の共同省令で定める。

第22条

省庁、局、専門ユニットの行政サービス提供の料金から出される褒賞及び委任された行政サービス提供の料金からの褒賞は、地方行政職員への信頼として、NCDD の決定に基づき、経済財務省の省令の定めにより、首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカット行政府に分配される。

第6章

フォローアップ、監督及び評価のメカニズム

第23条

首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカット行政府は、自らの行政レベルにおける行政サービス提供につき、フォローアップ、監督、評価及び不具合解決のメカニズムを構築し改善しなければならない。

内務省は、このメカニズムの構築及び改善の方法及び手続に関して指導を行う。

第7章

最終条項

第24条

身分登録に関する書面発行料金及び印紙料金の定めに関する2002年6月24日付政令第62ANKr.BK号を廃止する。

身分登録に関する書面発行料金及び身分登録サービス料金については、この政令の規定を適用する。

第25条

この政令に反するすべての規定は、無効とする。

第26条

閣僚評議会担当大臣、内務大臣、経済財務大臣、地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会、すべての省庁の大臣及び長官関連機関の長並びにすべての地方行政府は、署名の日からこの政令の実施の責を負う。

首都プノンペン、2013年2月21日

首相

【公印及び署名】

サムデイアツケアモハーセナパタイテチョ フン・セン

首相サムデイアツケアモハーセナパタイテチョに署名のため提出

内務大臣

【署名】

ソー・ケイン

経済財務大臣

【署名】

キエット・チョン

受領部署

- 王宮省
- 憲法院事務局
- 上院事務局
- 国民議会事務局
- 王国政府事務局
- 首相サムデイッテチョ官房
- 各副首相閣下官房
- 第26条記載の部署
- 官報
- 資料ークロニクル